

**沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県教育委員会の所管に属する  
会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令）**

総務課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号及び沖縄県教育庁事務決裁規程第5条第1号の規定に基づき、統括監専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

**1 訓令の概要**

会計年度任用職員の勤務条件等について必要な事項を定めた教育委員会訓令

- (1) 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）

**2 改正の経緯及び必要性**

引用している沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）を改正後の題名に改める。

**3 改正の概要**

- (1) 引用している沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）を改正後の題名に改める。（第8条関係）
- (2) この訓令は、令和6年4月1日から施行する。（附則）

**4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日**

公布日 令和6年3月29日

施行年月日 令和6年4月1日

**5 根拠法令**

沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

**6 添付資料**

新旧対照表

| 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）新旧対照表   |  |
|---|--|
| 改 正 案   | 現 行  |
| <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条～第7条</b> (略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p><b>第8条</b> 沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の適用を受ける職員として初めて採用された日（以下「採用日」という。）から起算して2月間継続勤務（教育委員会が任命する職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し、かつ、第1号に掲げる数を第2号に掲げる数で除して得た数が0.8以上である会計年度任用職員に対しては、別表第1に定める日数の年次休暇を与えるものとする。</p> <p>以下略</p> | <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条～第7条</b></p> <p>(年次休暇)</p> <p><b>第8条</b> 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の適用を受ける職員として初めて採用された日（以下「採用日」という。）から起算して2月間継続勤務（教育委員会が任命する職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し、かつ、第1号に掲げる数を第2号に掲げる数で除して得た数が0.8以上である会計年度任用職員に対しては、別表第1に定める日数の年次休暇を与えるものとする。</p> <p>以下略</p> |